

総合評価方式（建設工事）の社会貢献度の評価における 評価項目の変更について 【令和6年6月より適用】

令和6年4月11日

1 社会貢献度の評価における評価項目の変更

社会貢献度として設定していた『次世代育成支援活動実績』及び『環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS）』を削除します。

また、土木一式工事のみに設定していた担い手確保・育成への取組として『ユースエール認定制度の認定実績』及び『みえの働き方改革推進企業制度の登録実績』を削除し、『職場環境づくりの実績』として社会貢献度の評価項目に変更したうえで、評価の対象を建設工事の全てに変更します。

2 社会貢献度の評価における評価基準及び配点

入札参加者が下記7項目のうち、最大4項目を選択し、得られる合計点数によって評価します。
評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりです。

評価項目	評価基準	配点	
社会貢献度	① 男女共同参画活動実績（1点） ② 障がい者雇用実績（1点） ③ 人権に関する取組実績（1点） ④ 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」 Web ページへの登録（1点） ⑤ 現場見学会等の開催実績（1点） ⑥ 不当要求防止責任者講習の受講実績（1点） ⑦ 職場環境づくりの実績 （1）ユースエール認定制度の認定実績（2点） （2）みえの働き方改革推進企業制度の登録実績（1点） ※(1)と(2)は重複して評価しません。	左欄の①～⑦のうち 該当する得点数	4
	4点	4	
	3点	3	
	2点	2	
	1点	1	
	実績（取得点） なし	0	

3 適用日

令和6年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696